

# 大阪府

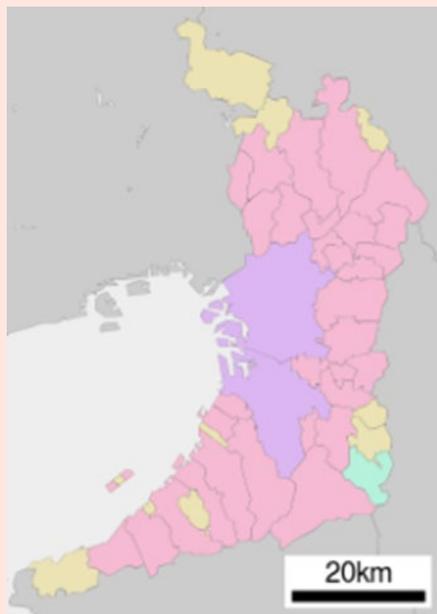
精神障がい者の地域移行を促進するため、  
精神科病院・市町村・大阪府それぞれの役割を明確にし、  
新たな地域のネットワークを構築します

○大阪府では、平成29年度からの3年間で、入院期間1年以上の寛解・院内寛解患者の退院をめざし、集中的な取り組みを行っています。

「地域精神保健医療体制整備広域コーディネーター」を配置し、精神科病院職員の退院促進に関する理解促進や、退院の可能性のある患者を市町村自立支援協議会専門部会等につなぐことで、市町村の地域移行推進体制の構築を支援しています。

## 1 県又は政令市の基礎情報

### 大阪府



### 取組内容

H29年度から3年間で、1年以上寛解・院内寛解患者の退院を目指す集中的な取り組みを行います。「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」を配置し、精神科病院職員の退院促進に関する理解促進や、退院の可能性のある患者を市町村自立支援協議会専門部会等につなぎ、市町村の地域移行推進体制の構築を支援します。

### 基本情報（都道府県等情報）

#### <基本情報入力シート>

自治体名（記入してください→）

大阪府

（※「■網掛け」部分及び「●」部分に半角数字で入力してください）

障害保健福祉圏域数（H31年4月時点）	政令市除く	16	か所
市町村数（H31年4月時点）	政令市除く	41	市町村
人口（H31年4月時点）	政令市除く	5,255,507	人
精神科病院の数（H31年4月時点）		61	病院
精神科病床数（H30年6月時点）	稼働病床	18,104	床
入院精神障害者数 （H30年6月時点）	合計	16,065	人
	3か月未満（％：構成割合）	4,013 25.0	人 ％
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）	2,854 17.8	人 ％
	1年以上（％：構成割合）	9,198	人
		57.3	％
		うち65歳未満	3,673
	うち65歳以上	5,525	人
退院率（H28年度）	入院後3か月時点	61.4	％
	入院後6か月時点		％
	入院後1年時点	91.0	％
相談支援事業所数 （H30年4月時点）	基幹相談支援センター数	62	か所
	一般相談支援事業所数	394	か所
	特定相談支援事業所数	923	か所
保健所数（H31年4月時点）		16	か所
（自立支援）協議会の開催頻度（H30年度）	（自立支援）協議会の開催頻度	2	回／年
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	●・無	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（H31年3月時点）	都道府県	●・無	1 か所
	障害保健福祉圏域	●・無	12 / 16 か所／障害圏域数
	市町村	●・無	19 / 41 か所／市町村数

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

- 平成29年度から「長期入院精神障がい者退院促進事業」を実施しています。
  - 1 府の非常勤職員として「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」を配置し、病院職員の退院促進に関する理解の促進や、退院の可能性のある患者の把握により、対象者を市町村に繋ぐ役割を果たします。
  - 2 具体的には、3年間で在院期間1年以上の寛解・院内寛解患者730人（平成28年度大阪府精神科在院患者調査）の退院をめざします。
- 退院後も精神障がい者が通院や服薬等を継続しながら地域の一員として安心して暮らせるように、市町村単位、圏域単位、都道府県単位の協議の場が連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を支援します。

### 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

- 平成12年度から平成23年度まで退院促進支援事業を実施し、府の保健所では保健・医療・福祉の関係者からなる自立支援促進会議を開催し、病院から推薦のあった患者の退院に向けた支援や社会資源の充実等について検討していた。
- 平成24年度の自立支援法改正に伴い、自立支援促進会議は廃止し、府は精神障がい者の地域移行を検討する専門部会を市町村自立支援協議会に設置するよう要請した。
- 平成27年度～28年度にかけて、国のモデル事業「長期入院精神障がい者地域移行総合的推進体制検証事業」を実施し、これまでの本府の取り組みを検証し、府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会精神障がい者地域移行推進ワーキンググループにおいて報告書を取りまとめた。
- 平成29年度から3年間の集中取り組みとして「長期入院精神障がい者退院促進事業」を実施している。またワーキンググループを都道府県単位の協議の場と位置づけ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた、圏域単位、市町村単位の協議の場との連携支援体制を作っていく。

## 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜平成30年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (H30年度当初)	実績値 (H30年度末)	具体的な成果・効果
①都道府県ごとの協議の場	H32(R2)年度 末 1か所	済	
②保健所圏域ごとの協議の場	H32(R2)年度 末 全圏域18か所	12か所	
③市町村ごとの協議の場	H32(R2)年度 末 全市町村43か 所	19か所	43市町村のうちのおよそ半数の市町村で協議の場が設置され、検討体制がスタートした。

## 5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

## 【特徴(強み)】

市町村単位、圏域単位の協議の場の設置・運営を引き続き支援するとともに課題等について検討していく予定です

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
		行政	
		医療	
		福祉	
		その他関係機関・住民等	
		行政	
		医療	
		福祉	
		その他関係機関・住民等	

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和元年度末)	見込んでいる成果・効果
①			
②			
③			

## 6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
H31.4 ～R2.3	長期入院精神障がい者退院促進事業	1年以上入院中の寛解・院内寛解患者の退院を目指す取り組みを実施し、地域移行のネットワーク構築を目指す。 ○精神科病院スタッフの地域移行に関する理解促進 ○市町村(協議会等)に対象者をつなぎ、関係機関の連携・協力によるケース検討体制
H31.4 ～	協議の場の立ち上げ	平成30年6月に作成した「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる市町村協議の場の設置・運営のための手引き」をもとに、市町村単位の協議の場の設置・運営を支援する。 ※R3年3月までにすべての圏域・市町村で設置予定。